

施行後の状況変化について(既存の飲食店の該当可否) 厚生労働省Q&A抜粋

法施行後に何らかの状況の変化があった場合、引き続き、既存の飲食店に該当するかどうかは、事業の継続性、経営主体の同一性、店舗の同一性を踏まえて総合的に判断します。

	事業の継続性	経営主体の同一性	店舗の同一性
継続して既存の飲食店に該当	<p>○法施行前から営業している店舗で、業態に変更がない場合</p> <p>○法施行前から営業している店舗で、業態の変更があった場合(例えば、そば屋がラーメン屋になった場合)</p>	<p>経営者が同一の場合(法人の代表者や店長が変更した場合()を含む) いわゆる弟子や組合員による承継も含まれる。</p> <p>個人事業主が経営する店舗で、相続によって同じ業態の事業を承継した場合</p> <p>法人が経営する店舗で、合併や分割によって同じ業態の事業を承継した場合</p> <p>個人事業主が経営する店舗で、相続人や従業員(1年以上勤務している者に限る。)が同じ業態の事業を承継した場合</p>	<p>同じ場所で、以下の×に該当する大規模改装等を行わずに営業している場合</p> <p>災害、土地収用、土地区画整理事業、区分所有者の多数の賛成に基づくビルの建て替え等、法律上の規定に基づく事由による新築、移築、移転等によって、同じ業態の事業を再開する場合</p>
既存(新飲食店店舗)と該当しない	<p>×「設備を設けて飲食を提供する施設」ではあるものの、風営法上の許可を新たに取得又は廃止した場合(例えば、居酒屋がキャバレーになった場合)</p>	<p>×個人事業主が経営する店舗で、相続人等以外の者が承継した場合</p> <p>×法人が経営する店舗で、別法人に事業譲渡した場合</p>	<p>×上記以外の新築、移築、移転や、客室部分の改築(建築物の一部につき、当該部分の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根、階段)の全てを除却し、造り直すこと)、大規模修繕・模様替え(建築物の主要構造部の1つにつき、その過半を工事すること)といったいわゆる大規模改装を行った場合</p> <p>壁紙の張り替えや、店内のレイアウト改装、調理設備の入れ替えなど、建築物の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根、階段)を変更しない場合は、ここには該当しない。</p>